

Question (広告に掲載した「フェア当日の目玉車」の取扱い【おとり広告】)

- ◆ 今週末の中古車フェア当日に販売する目玉車を数台用意し、広告にも「目玉車」として大きく掲載しますが、フェア当日より前に売れてしまう可能性もあるため、「●月●日の在庫情報です。売約済みとなる可能性があります。」という付記をすれば、問題ないでしょうか？

Answer フェア当日に販売する車両として掲載した中古車については、「●月●日現在の在庫情報であり、売約済みとなる可能性がある旨」を表示した場合であっても、フェア当日に販売することができなければ「おとり広告」に該当します。フェア当日に販売できるようにして下さい。

「フェア当日の目玉車」として表示している例

通常の在庫車とは異なり、大きく扱っている

●月●日フェア特選車！









スカレットRS

88万円

- 初度登録 H24年
- 車検 H27年11月
- 走行距離 0.5万km
- ブラック 修無 リ済込
- 車台No.423 保証付 整有込

<当店の在庫車一覧>

 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H20年●車検 車検無し●走行距離 3.1万km●シルバー●車台No.789 <p>105万円</p> <p>スカレット 2.0V</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込	 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H22年●車検 H25年12月●走行距離 3.6万km●ブルー●車台No.123 <p>85万円</p> <p>コートリ 1.5M</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込	 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H16年●車検 H26年6月●走行距離 5.6万km●パールホワイト●車台No.987 <p>98万円</p> <p>AFT-C 2.5T</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込
 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H20年●車検 H25年4月●走行距離 4.4万km●シルバー●車台No.654 <p>160万円</p> <p>ハンゾウ 3.0F</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込	 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H21年●車検 車検無し●走行距離 3.3万km●ブラック●車台No.321 <p>78万円</p> <p>ヒラカワ 1.0C</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込	 <ul style="list-style-type: none">●初度登録 H24年●車検 H27年11月●走行距離 0.3万km●グリーン●車台No.054 <p>248万円</p> <p>ナガータ SS</p> <input type="checkbox"/> 修無 <input type="checkbox"/> リ済込 <input type="checkbox"/> 保証付 <input type="checkbox"/> 整有込

【「フェア目玉車」をフェア当日より前に販売することができない理由】

通常の在庫車とは異なり、「目玉車」は「フェアのため（来場を促進するため）に用意された中古車」であり、広告を見て来場した消費者は、「目玉車」の購入を目的として来場するケースが多いと考えるのが一般的です。したがって、フェア当日に販売することができない場合は、「おとり広告」となります。

Hint!

◎関連条文

規約第15条（おとり広告の禁止）

販売業者は、中古自動車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない

- (1) 取引の申出に係る中古自動車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古車についての表示
- (2) 取引の申出に係る中古自動車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りように記載されていない場合のその中古自動車についての表示
- (3) 取引の申出に係る中古自動車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りように記載されていない場合のその中古自動車についての表示
- (4) 取引の申出に係る中古自動車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古自動車についての表示

●参考〔新車についても同様の規定があります〕

新車規約第9条（おとり広告の禁止）

事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない

- (1) 取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその新車についての表示
- (2) 取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その内容が明りように記載されていない場合のその新車についての表示
- (3) 取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りように表示されていない場合のその新車についての表示
- (4) 取引の申出に係る新車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示